



働く者の権利確立へ たたかって仲間を増やす組織拡大の成功へ！

24年秋の活動者会議



10月6日（日）、ラパスホールにて秋の活動者会議を開きました。

午前中は、今、政府において労働基準法制に関する議論がされる中、この現状を知り、どう考えるかと、旬報法律事務所の高橋寛弁護士を

迎えて、「労働時間規制・労働基準法制の改悪と労働運動の課題」という内容で学習をしました。私たち労働組合が、労使自治の担い手として存在感を高めていく必要があること、最低賃金を全国一律時給1500円実現のたたかいを

そこに組合があったから守られた雇用と権利 注目集まる個人加盟の地域労組 学習交流集会

11月16日（土） 13：30開会

エデュカス東京（麹町） 地下会議室
問題提起コーディネーター 後藤道夫さん都留文化大学名誉教授
経験交流など

参加費無料

重要な取り組みとしていくことなど提起していただきました。

午後は白滝書記長の基調報告を受けて8つの分散会に参加者が分かれて、支部の活動を中心に意見交換をしました。各支部、ニュース発行、リクレーション、学習会、交流会、宣伝行動など、様々な取り組みを生き生きと行っていることが交流でき、秋の拡大の取り組みの力となりました。

活動者会議終了後、大塚駅頭において、10月1日から上がった最低賃金、労働組合の存在を知らせる宣伝を行いました。（1面は宣伝後の写真）

《支部総会開かれる》

大きな組合にしよう 地域労組こうとう



地域労組こうとう第16回定期総会が9月28日（土）午後4時から亀戸文化センターで行われました。

執行委員会を代表して挨拶した新野委員長は「生活に苦しんでいる仲間を助ける大きな組合にしよう」と述べました。

総会で選出された次期役員は次の通りです。

執行委員長 新野好雄

副執行委員長 小倉一男 清水英明

名越秀和 三輪佳子

中村 元

書記長 松井優希

書記次長 田辺陽子 山下春樹

執行委員 入江由美子 古川敏也

小西千鶴子 清水のり子

中島聖一	見上成宣唆
田村公広	川村好正
手塚和美	青木正憲
田村優香	柳澤孝史
会計	加藤桃子
会計監査	諸隈智子

《記者会見》

障害者採用の有期雇用労働者の 「休職命令」「雇止め」についての 厚生労働省で記者会見 三多摩地域本部



障害者採用の有期雇用労働者の休職命令・雇止めについて、厚生労働省に指導を求め、労働審判の申立てを、9月30日にしました。厚生労働省へ障がい者の雇用の安定をはかる改善措置を求める要請をしました。

朝日生命で働いていたAさんの発言「私は、障害の関係で、高温や過集中の作業では、パニック発作を起こしやすいのは確かです。でも、私は仕事が好きだし、一緒に働く仲間も好きです。有無を言わせず職場から排除されることには、納得がいきません。同じような扱いを受けて泣き寝入りをする人をこれ以上ださないためにも、申立をしました」

この雇止め通告を受けて、納得できないAさんはCUに相談、組合に加入し、会社へ団体交渉の申し入れを行いました。

《活動報告》

『江東・下町から平和と 防災を考えるツアー』 地域労組こうとう

地域労組こうとうは7月21日、『江東・下町から平和と防災を考えるツアー』を行い、



組合員15名が参加しました。出発は夢の島第五福龍丸展示館。参加者の中には初めて見学という人もいて第五福龍丸に見入っていました。水爆実験から70年、核兵器禁止の必要性を学びました。

つづいて訪れたのは「東京大空襲戦災資料センター」。江東地域は1945年3月10日の下町大空襲で9万5千人の命が一瞬にして奪われ、焼け野原になった地域です。第五福龍丸と並んで、平和を発信する地域になっています。資料センターでは空襲体験者の体験ビデオなどを見る参加者もいました。

最後は本所防災館。実際に自然災害（暴風雨や浸水体験、地震体験）体験ができます。

関東大震災から100年余。いつおきても不思議ではない首都直下型地震。関東大震災では死者の9割が火災で亡くなったことがわかります。

参加者は実際に震度7の地震を体験しました。部屋に6名づつ入り、「緊急地震速報」と同時に強い縦揺れの地震が襲ってきます。かがんで頭を両手で押さえる姿勢を取って地震が収まるのを待つばかり。「地震の時は揺れが収まるのをまってから行動して」と言われました。皆さんも体験してみては？

終わってからはみんなで楽しく懇親会に参加しました。

CU東京の仲間が多数発言 東京地評第23回大会

東京地評第23回大会が9月29日、墨田区で開催され、新年度の運動方針をはじめ、年間賃金闘争と当面する秋季年末闘争方針、25春闘構想、

組織建設、総選挙方針など大会に提案された議事は全て採択されました。

大会では多くの代議員の活発な討論があり、CU東京の仲間からは、AGCグリーンテック株式会社の男女差別訴訟に勝訴した闘い（ユニオン千代田）、古川橋病院による不当な「雇止め・解雇」の撤回を求める闘い（港支部・岩渕美和子さん）、未組織の組織化と地域労組の役割、ジェンダー平等社会をめざす取り組み（伊東弘子副委員長）の発言がそれぞれ注目されました。

組織拡大では「組織現勢実増の部」で表彰され、役員選出では佐藤義見委員長が幹事に再選されました。

地本となって初めての最賃宣伝 三多摩地域本部



三多摩地域本部となって初めての駅頭宣伝を10月1日、国立駅北口で行いました。10月1日は最低賃金が1163円になり一人でも多くの方々にお知らせしました。最低賃金が守られているかと訴えながら、最低賃金1163円でも暮らしは厳しく、生活改善ができる水準ではありません。地域間格差をなくし、一刻も早く、全国一律1500円以上の実現のために、力を合わせて頑張りましょう。

女性会議

第10回 はたらく女性の東京集会2024

だれもが安心して働き、くらせる社会を

実現しよう

11月10日(日)13時30分~16時30分
エデュカス東京 7階ホール
オンライン参加もあります

記念講演

税・社会保障をジェンダー平等視点から
考えよう

講師 清山 玲さん (茨城大学教授)

文化行事

江東玉すだれ

会場発言 爭議団紹介

参加を希望の方はCU東京事務所へご連絡ください
電話03-3946-9277



グへの参加・ロビー活動を目的として様々な団体が参加します。日本婦人団体連合会からも副会長の伊東弘子さん(CU東京本部副委員長・文京支部所属)が代表として参加しました。出発にあたり、皆様にカンパをお願いいたしました。

9月27日の執行委員会にて、代表してあだち支部の斎藤美苗さんにカンパを伊東弘子さんにお渡しました。みなさん、ありがとうございました。後日、報告会を行います。

第10回 はたらく女性の東京集会 2024
**だれもが安心して働き、くらせる社会を
実現しよう**

今年6月に世界経済フォーラムが発表した経済分野のジェンダーギャップ指数では、日本は146カ国中120位で世界から大きく遅れています。女性や非正規雇用労働者が雇用調整をして扱われ、低賃金・不安定雇用が強引られています。一方で年収の壁による就労調整や女性の低年金も問題になっています。税金の使い方を変え、暮らしや福祉をもっと充実させることができます。学び行動しましょう。

第1部 13:40~
記念講演
**ジェンダー視点で
賃金・税・社会保障を考えよう**
講師 清山 玲さん (茨城大学教授)
プロフィール
茨城大学人文社会科学院准教授。日本労働社会学会代表幹事(-2024年10月)。過労死防止学会副代表。研究テーマは、女性活躍、ワークライフバランス、働き方改革、ジェンダー等。自治体の男女共同参画、次世代育成支援委員会会員、茨城県議会議員審議会会員等歴任。

第2部 15:20~
文化行事
江東玉すだれ有志の会
プロフィール
アヤさて、アヤさて、アヤさてさて、さては南京玉すだれ〜♪
手鏡子につられて、竹のすだれが、ちょっとひねって、ちょいとのば
しているみたいな形に変化。基本的な玉すだれの形を工夫して作ったオ
リジナルを披露

会場発言・争議団紹介等

**11月10日(日)
13:30~16:30**
開場 13:00 (参加費無料)
エデュカス東京 7階ホール
★オンライン併用開催 オンラインID 860 8263 3524 パスコード 1110

主催:はたらく女性の東京集会 連絡先03-5395-3171(東京地評)
東京地評女性センターの懇親・地域組織、東京母親大会連絡会、婦人民主クラブ都協、東商連婦人部協議会、新晴人東京都本部、JAL争議団、ジャパンキャビンクルーUNION、新東京国際福祉専門学校を守る会

ジュネーブでの女性差別撤廃委員会日本 審議に向けて私たちの代表を送りました

今年10月、国連差別撤廃委員会(CEDAW)で日本報告審議が8年ぶりに開催されました。日本からも、審議の傍聴・プライベートミーティング

朝日生命保険での障害者雇用止め事件。障害を持っていても働きたい人のための障害者雇用なのに、「障害があるから」雇い続けられない、という矛盾した言い訳。先天後天にかかわらず病気や負傷で支障が及ぶことは、人間誰しも起こりうる。不自由さを克服しながら社会に参加することを保障し、それを制度的に支えることは企業や行政の役目だろう。障害者雇用制度の利用は年々増えている■逮捕から55年、拘留は48年に及び、自由を奪われた袴田事件が再審請求でやっと無罪確定した。警察検察の組織が引き起こした自白強要での冤罪だが、人生88年の大半が取り返しのつかない判断で失われた■命と自由と平等が基本的人権とともに勝ち取れたのが、日本では1945年8月15日以降を待つ。日本国憲法13条の個人としての尊重、生命、自由及び幸福追求権は戦争での甚大な犠牲の上にある。それが21世紀も半ばに差し掛かってなお、保障されないことが多い。改憲などもってのほかだ。